伊賀市消防委員会条例(平成16年11月1日条例第227号)

最終改正:平成23年3月30日条例第2号

改正内容: 平成23年3月30日条例第2号[平成23年4月1日]

○伊賀市消防委員会条例

平成 16 年 11 月 1 日条例第 227 号

改正

平成18年3月24日条例第2号

平成 18 年 12 月 25 日条例第 52 号

平成20年3月26日条例第6号

平成23年3月30日条例第2号

伊賀市消防委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項 の規定により、伊賀市消防委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及 び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 消防の十分なる発展と消防行政の効率的な運営を図るため、伊賀市消防 委員会を置く。

(所掌事務)

- (1) 消防及び救急力の整備及び改善に関すること。
- (2) 消防施設の整備及び改善に関すること。
- (3) 消防団員の服務並びに待遇に関すること。
- (4) その他消防行政の円滑な運営を図るために必要なこと。
- 2 委員会は、消防に関する重要事項について、市長に建議することができる。 (組織)
- 第4条 委員会は、市長が委嘱又は任命する次の者をもって組織する。
- (1) 住民自治協議会の代表 6人
- (2) 消防経験者 2人
- (3) 副市長 1人
- (4) 消防長 1人
- (5) 消防団長 1人
- (6) 学識経験者 2人

- (7) その他市長が必要と認める者 2人
- 2 前項各号の委員の総数は、15 人以内とする。 (委員の任期)
- 第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員と して委嘱を受けるべき職にある期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- **第6条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを 定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を 代理する。

(招集及び会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。